

〔孝義錄六藏〕貞節者そめ

江戸小石川傳通院の前白壁町といふ所に、假家してすめる孫七といふものあり、大工の業をしてありしが、四年前より微瘡をやみて、耳遠く足さへかなはず、家の業もなりがたく、貧しくのみなりゆけるを、その妻そめといへるもの、心まめやかに正しく、朝とく起て食をとゝのへ、佛にそなふる檜の葉と抹香とをうり、よな／＼のりすり置て、あくる日人の衣のあらひはりする家にもて行かずかなるすぎはひなれど、程にすぎたる利をむさぼらず、○中略夫の病愈すべきため、上野の國草津の湯にかかるべき路用もいとなみいで、去々年の比、湯治させ、長き病のいとひなく、朝夕に貞節を盡し、月々に家かりたる賃錢、とゞこほりなくおさめけり、かゝる奇特のふるまひども、おほやけに聞えしかば、寛政八年五月、町奉行小田切土佐守より、私に褒美して錢多くとらせけり。

〔續近世叢語賢媛〕佐與者常之茨城郡蘆沼村民、伊平太之妻也、伊平太家貧、患濕瘡、踰年不瘳、臥起須人佐與垢面蓬頭、承便溺、察痛瘡、節時其藥餌未嘗一日怠焉、家益困厄、佐與當冬月、鶉衣無裏、肘露脛暴、時年三十六、有二子、長甫七歳、幼尙在襁褓、伊平太一日謂佐與曰、自度死在旦夕、汝與隨我俱死、不若改適佗二稚兒依汝而幸得存、則我受賜而死、佐與泣然泣曰、寧窮而死、妾不敢改其節也、與之巖城有温泉焉、伊平太聞患諸瘡者一浴有効、佐與乃勸往、於是乞里人造一草車、狀如椅子、大僅容身、下施小輪四、使伊平太隱几而坐、已抱負二稚輓之、巖城距茨城郡甚遠矣、胼胝碎破、血流被踝、几至嶮峻難進處、則哀號顧天、乞助於里胥村老、或道路有憐而助輓者、經十有七日、而得至温泉、留浴十餘日、瘡稍有瘳矣、事聞水戸府、府嘉佐與貞節、乃免其租稅及丁徭。

〔古事記上〕爾其后、○須勢理比賣命大國主神妻取大御酒杯立依指舉而歌曰、夜知富許能加微能美許登夜阿賀汎富久邇、奴斯許曾波遠邇、伊麻世婆宇知微流斯麻能佐岐邪岐加岐微流、伊蘇能佐岐汎知受和加久